



「成年後見関係事件の概況」から

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 安井 祐子

最高裁判所事務総局家庭局から平成31年1月～令和元年12月の成年後見関係事件の概況が公表されたので、気づいた点をまとめてみる。

1 申立件数

成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計35,959件（前年36,549件）で対前年比約1.6%の減少となっている。そのうち、後見開始の審判の申立件数は26,476件で対前年比約5.4%の減少となっており、保佐開始の審判申立件数は6,745件（対前年比7.1%増加）、補助開始の審判申立件数は1,990件（対前年比約32.8%増加）、任意後見監督人選任の審判申立件数は748件（対前年比約2.1%減少）であった。

後見開始の審判申立の割合は、平成27年約79.1%、平成28年約78.4%、平成29年約77.8%、平成30年約76.6%、平成31年／令和元年約73.6%と少しずつ減少している。保佐開始の審判申立件数、補助開始の審判申立件数は増加しているが、それでも平成31年／令和元年の保佐開始の審判申立割合は約18.8%、補助開始の審判申立割合は約5.5%に過ぎない。

任意後見監督人選任申立件数は、平成27年816件、平成28年791件、平成29年804件、平成30年764件であり、申立割合では約2.1%から約2.3%に過ぎない。任意後見監督人選任申立が適切に行われているかどうかは成年後見制度の信頼性とも関連すると思われる所以、非常に気になるところである。

2 申立人と本人との関係について（本人申立て、市区町村長申立ての増加）

申立人は、本人の子が8,084件で全体の約22.7%と最も多く、市区町村長が7,837件（約22.0%）、本人6,641件（約18.6%）と続いている。

市区町村長申立ては平成27年5,993件（全体の約17.3%）、平成28年6,466件（約18.8%）、平成29年7,037件（約19.8%）、平成30年7,705件（約21.3%）と引き続き増えている。家庭裁判所管内別の市区町村長申立件数は、前年同様東京家庭裁判所管内が1,144件と最も多く、横浜（598件）、大阪（586件）、さいたま（462件）、千葉（402件）と続いている。各管内の市区町村長申立割合が多いのは福島（約44.4%）であり、徳島（約39.4%）、宮崎（約35.0%）、松江（約34.6%）、青森（約34.6%）と続き、最も割合が少ないのは函館（約7.6%）であった。

また、本人申立ても、平成27年3,917件（全体の約11.3%）、平成28年4,364件（約12.7%）、平成29年5,048件（約14.2%）、平成30年5,715件（約15.8%）と増加している。保佐や補助の開始申立件数の増加が本人申立ての増加につながっていると思われる。

3 本人の男女別・年齢別割合

本人の男女別割合は、男性約43.1%、女性約56.9%となっている。男性では、80歳以上が約35.1%と最も多く、次いで70歳代が約26.7%である。女性は、男性と同様80歳以上の占める割合

が最も多いが全体の約62.9%と半分以上を占めていて、次いで70歳代が約18.9%である。平均寿命が男性81.25歳、女性87.32歳（「平成30年簡易生命表の概況」より）であることが関係しているのであろうか。

4 開始原因別割合について

開始原因としては、認知症が全体の約63.3%と最も多く、知的障害約9.7%、統合失調症約8.9%、高次脳機能障害約4.5%、遷延性意識障害約1.0%、その他約12.5%となっている。その他には発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれている。開始原因については、平成29年から調査が開始されており、毎年ほぼ同じ割合となっている。

5 申立ての動機

主な申立ての動機は、「預貯金等の管理・解約」が30,405件（約40.6%）と最も多く、次いで「身上保護」16,357件（約21.8%）、「介護保険契約」7,906件（約10.5%）、「不動産の処分」6,920件（約9.2%）となっている。これは平成28年以降ほぼ同様の割合である。

6 審理期間及び鑑定について

成年後見関係事件の終局事件（35,593件）のうち、1か月以内に終局したものは全体の約42.0%、1か月超え2か月以内は約33.6%であり、2か月以内に終局したものは約75.7%（前年は約77.2%）である。4か月以内に終局したものは全体の約94.4%（前年は約94.8%）であった。

鑑定を実施したものは全体の約7.0%であり、今まで最も低い実施率である。鑑定期間は、1か月以内が全体の約54.9%と最も多く、約90.6%が2か月以内（前年は約90.8%）となっている。鑑定費用は、5万円以下が全体の54.7%であり、10万円以下が全体の約95.3%を占めている。今後、本人情報シートが活用されると審理期間はより短縮されることになるのだろうか。

7 成年後見人等と本人との関係

親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等に選任された件数は7,779件（全体の約21.8%）であり、親族以外が成年後見人等に選任された件数は27,930件（約78.2%）である。親族以外が選任される割合は平成27年約70.1%、平成28年約71.9%、平成29年約73.8%、平成30年約76.8%と増え続けている。

親族以外の成年後見人等の内訳は、司法書士10,539件（関係別件数全体の約29.5%）、弁護士7,763件（約21.7%）、社会福祉士5,133件（約14.4%）となっていて、その他法人1,722件（約4.8%）、社会福祉協議会1,241件（約3.5%）と続く。市民後見人は296件（約0.8%）であった。

8 むすび

司法書士は前年に続き平成31年／令和元年においても成年後見人等に最も多く選任されており、司法書士はこの社会の信頼を維持しなければならない。成年後見制度利用促進基本計画も3年を経過した。後見の専門職の団体として、当法人は成年後見制度を支えていくために、より一層の取組を行っていく所存である。